

福岡県医発第719号(地)

平成17年7月8日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 竹 嶋 康 弘



院内感染対策相談窓口事業の実施について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本事業は、院内感染対策の一環として平成6年度より実施されており、日本感染症学会に相談窓口を開設し、医療施設および社会福祉施設からの院内感染に関する問合せ等に対して回答を行うものであり、平成17年度においても別紙実施要綱のとおり引続き実施されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



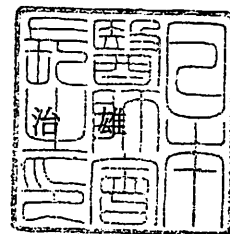
日医発第275号(地Ⅰ54)

平成17年6月28日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松



院内感染対策相談窓口事業の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より都道府県知事宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても周知協力方依頼がありました。

本事業は、院内感染対策の一環として平成6年度より実施されている事業であり、日本感染症学会に相談窓口を開設し、医療施設および社会福祉施設からの院内感染に関する問い合わせ等に対して回答を行うものであります。相談申込者は、所属施設長の氏名及び印影のある文書で、質問内容・氏名等を明記の上FAXにて送付することになっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件につきご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

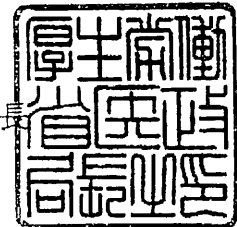




医政発第0617007号
平成17年6月17日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



院内感染対策相談窓口事業の実施について

標記について、別添のとおり各都道府県あて通知しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知方よろしくお願いいたします。

写

医政発第0617006号
平成17年6月17日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長

院内感染対策相談窓口事業の実施について

標記については、平成6年度より院内感染対策の一環として、医療施設等に
従事する者を対象に、個別の相談を受けるための相談窓口事業を行っているところ
であるが、平成17年度においても、別紙実施要綱のとおり引き続き実施
することとしたので、貴管下医療施設及び社会福祉施設に対する周知方よろし
く願います。

(別 紙)

平成 1 7 年度院内感染対策相談窓口事業実施要綱

1. 目的

院内感染対策に関する相談窓口を開設し、医療施設及び社会福祉施設における院内感染についての問い合わせ等に対し、より具体的に回答することにより、院内感染対策に関する知識の普及啓発を図ることを目的とする。

2. 対象

全国の医療施設及び社会福祉施設に従事する者とする。
(一般国民、報道関係者を対象とするものではない。)

3. 事業実施者

社団法人日本感染症学会が行うものとする。

4. 事業内容

(1) 日本感染症学会に相談窓口を設け、専用 F A X を設置する。

(2) F A X 番号 0 3 - 3 8 1 2 - 6 1 8 0

(3) 受付時間

月曜日から金曜日 (祝日及び 1 2 月 2 8 日から翌年の 1 月 4 日までの期間を除く。) の午前 1 0 時から午後 4 時までとする。

(4) 相談申込及び回答方法

ア 相談申込者は、所属施設長の氏名及び印影のある文書で、院内感染対策に関する具体的な質問内容、氏名、職名、電話番号、F A X 番号を記入のうえ、F A X にて送付するものとする。

イ 相談申込者に対し、日本感染症学会から推薦を受けた者が、可及的速やかに文書で回答することとする。